



……選挙広報第37号……

平成21年3月1日

登別市選挙管理委員会
登別市明るい選挙推進協議会

◎平成20年8月10日執行登別市長選挙

12年ぶりの選挙となった登別市長選挙は平成20年8月3日に告示し、同10日に執行しました。投票率は前回行った市長選挙と比べ、14.36ポイント増加していますが、平成19年に執行した登別市議会議員選挙と比べ、3.89ポイント低下しています。

1. 投票率 (%)

今回	前回 (平成8年)	参考 (平成19年市議)
59.24	44.88	63.13

2. 開票結果

候補者氏名	政党	得票数	当落
小笠原 春一	無所属	13,178	当選
田辺 雅博	無所属	12,435	落選

◎平成20年に執行された他の選挙

選挙名称	定数	告示日	選挙期日	結果
登別市農業委員会委員選挙	6人	H20.6.29	H20.7.6	無投票
胆振海区漁業調整委員会委員選挙	9人	H20.7.22	H20.7.31	無投票

◎第45回衆議院議員総選挙

昨年の10月・11月頃には「衆議院の解散による総選挙が行われるのではないか？」との報道等もありましたが、本年9月10日に任期満了を迎えることから、必ず衆議院議員総選挙が行われる年となります。投票は国民に与えられた権利ですので、棄権をせずに投票に行きましょう。

◎各選挙の任期満了一覧

選挙の種類		任期	定数	任期満了日
衆議院議員総選挙	選挙区選出（第9区）	4年	1人	H21. 9. 10
	比例代表（北海道）		8人	
参議院議員通常選挙	選挙区選出（北海道）	6年	2人	H22. 7. 25 (H25. 7. 28)
	比例代表（全国）		48人	
北海道知事選挙		4年	1人	H23. 4. 22
北海道議会議員選挙（登別市）		4年	1人	H23. 4. 29
登別市長選挙		4年	1人	H24. 8. 27
登別市議会議員選挙		4年	21人	H23. 4. 30
胆振海区漁業調整委員会委員選挙		4年	9人	H24. 8. 7
登別市農業委員会委員選挙		3年	6人	H23. 7. 19

◎期日前投票制度

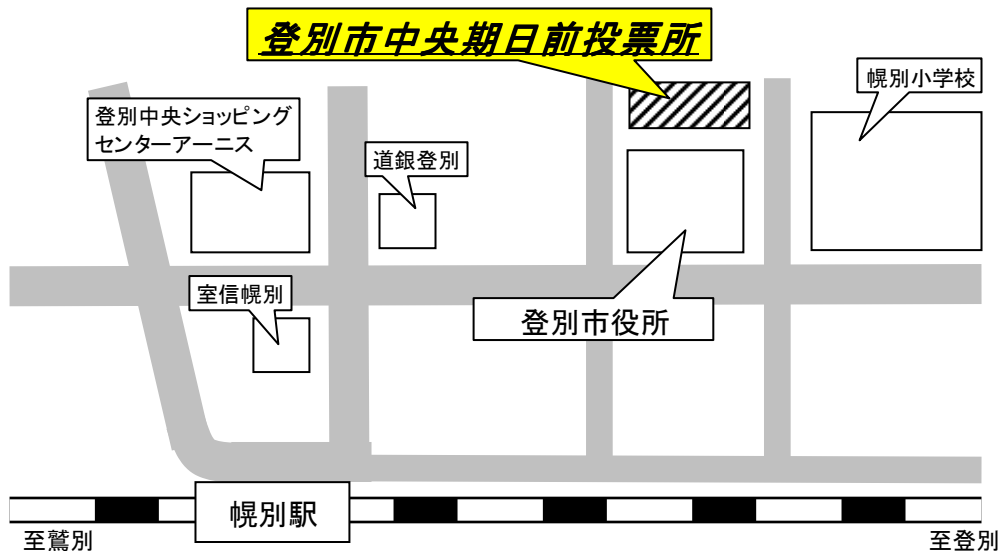
投票対象者

選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務など一定の事由に該当すると見込まれる方が投票することができます。

投票場所

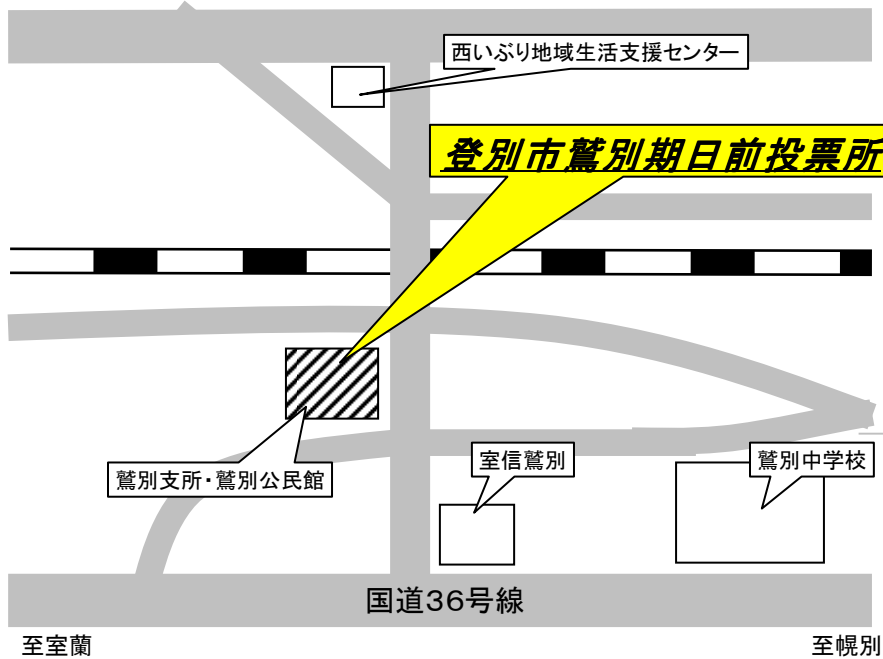
登別市中央期日前投票所（登別市中央町6丁目11番地 第2庁舎1階）

- ・投票期間 選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日まで
- ・投票時間 午前8時30分から午後8時まで



登別市鷺別期日前投票所（登別市鷺別町3丁目3番地4 鷺別公民館）

- ・投票期間 選挙期日の3日前から選挙期日の前日まで
- ・投票時間 午前9時から午後7時まで



期日前投票の宣誓書

平成20年に執行した登別市長選挙から、投票所入場券の裏面に期日前投票の宣誓書（期日前投票の際に記入する用紙）が印刷されていますので、事前に記入しお持ちください。なお、投票日当日に投票される方は、記入せずそのままお持ちください。

◎不在者投票制度

長期入院（療養）の方

病院・老人ホーム等の施設が不在者投票施設に指定されている場合は、施設の長が本人に代わって代理で請求することができます。

なお、不在者投票施設に指定されていない場合は、個人で投票用紙と投票用封筒を直接または郵送で請求することができます。

長期旅行（旅先での投票）・長期出張等の方

選挙人名簿に登録されている市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して、「不在者投票宣誓書（兼請求書）」に必要事項を記入し、直接または郵送により請求することができます。

請求を受けた選挙管理委員会は、投票用紙と投票用封筒を郵送しますので、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に持参し、不在者投票を行ってください。

◎郵便投票制度

身体に重度の障がいがあったり、介護を必要とされる方で、選挙期日に投票所での投票が困難な方が自宅などから郵送で投票できる制度です。

郵便投票の出来る方

1. 自書が可能な方

介護保険の被保険者証・身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で、次の表の障がいの程度に当てはまる方

障がい・要介護を証明するもの及びその部位		障がいの程度
介護保険の被保険者証		要介護5
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	特別項症から第3項症

2. 自書が出来ない方

上記の障がいに当てはまることに加えて、**身体障害者手帳に「上肢または視覚の障がいの程度が1級」**または**戦傷病者手帳に「上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症」**と記載されている方は、事前に届出を行った代理人が本人の意思に基づき記載する投票をすることができます。

郵便投票証明書の申請

郵便投票制度を利用する場合は、あらかじめ郵便等投票証明書の発行を受けている必要があります。申請書に必要事項を記入し、障がいの程度を証明するものと併せて、選挙管理委員会に提出してください。



問い合わせ先

〒059-8701

登別市中央町6丁目11番地 第2庁舎1階

登別市選挙管理委員会事務局

電話 85-9143

mail senkan@city.noboribetsu.lg.jp